



稲城市告示第90号



令和6年稲城市告示第6号において別に定めることとされている期日（石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町に係るものを除く。）は、地方税法（昭和25年法律第226号）又は稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

令和6年7月26日

稲城市長 高橋 勝 浩

